

保護者各位

川口市子ども部保育幼稚園課長

施設等利用給付認定の事務運用の変更について（通知）

平素は、本市幼児教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、施設等利用費の支給のための施設等利用給付認定の事務運用について、令和5年度より下記のとおり、内容を一部変更いたしますので通知いたします。
施設等利用給付認定に変更が生じる場合は、お手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 変更内容

(1) 変更点

対象児童の保護者の保育の必要性の事由が「就労」であって、
①法人代表者または個人事業主である場合、
②勤務する会社の代表者が親族である場合、
のいずれかに該当するケースの保育の必要性の判定について、次のとおり変更いたします。

No.	対象保護者	就労時間の算出方法	
		変更前	変更後
1	法人代表者または個人事業主である場合	就労証明書の記載内容に基づく。	「就労証明書に記載されている収入÷対象月の前々年度の埼玉県最低賃金」で就労時間を算出する。 ただし、算出された就労時間が就労状況証明書に記載されている就労時間を超えている場合を除く。
2	勤務する会社の代表者が親族である場合		

(2) 期 日

令和5年4月1日より適用

(3) 留意点

令和5年3月31日までは従来通りの運用となります。今回の運用変更により、施設等利用給付認定に変更が生じる場合は、施設等利用給付認定変更申請書を提出してください。

2 その他

- ・今回の運用変更の影響を受けない方（対象とならない世帯）は、手続きの必要はありません。
- ・不明な点がございましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

案内パンフレット（改定版）は下記 QR コード又は URL を参照してください。



新制度に移行していない幼稚園を利用（又は利用を予定）している保護者の皆様へ
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/050/youzikyoiuhoi-kunomusyoka/34121.html>

【この件に関する問い合わせ先】

332-8601 川口市青木 2-1-1 川口市役所第二庁舎 3階
川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター
電話：048-259-9043（直通）